

秋田県教育委員会給与支払・小中学校旅費支払
システム利用端末等貸付取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県（以下「県」という。）が所有する秋田県教育委員会給与支払・小中学校旅費支払システム（以下「システム」という。）利用端末等を市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係る給与、旅費及び児童手当の支給事務にシステムを利用する者に貸付けるに当たり、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年秋田県条例第33号）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の取扱いによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付の範囲)

第2条 県は、前条の給与、旅費及び児童手当の支給事務において効率化が図られ、かつ、システム運用に支障のない場合に限りシステム利用端末等を貸付けることとする。

2 システム利用端末等の貸付を受けることができる者は、県の市町村立小中学校県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員)に係る給与、旅費及び児童手当の支給事務を行う市町村とする。

(システム利用端末等の種類及び数量)

第3条 県が貸付けるシステム利用端末等の種類は、パーソナルコンピュータ、プリンタ、認証トークン及びその周辺機器等とする。

2 県が貸付けるシステム利用端末等の数量は、貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が設置している小学校数及び中学校数の合計数以内とする。

3 小中学校において拠点校を定めて事務職員を集中配置し事務の効率化を図る市町村にあつては、前項にかかわらず県が定める数量とする。

(貸付条件)

第4条 借受人は、本要綱の目的に基づいて、システム利用端末等の使用に当たって以下の貸付条件を遵守するものとする。

(1) システム利用端末等の利用に要する一切の費用並びに貸付期間中の通常の維持管理費（通常の使用による機器の修理費用は除く。）を負担すること。

(2) システム利用端末等を転貸しないこと。

(3) システム利用端末等の貸付を受けた目的以外の用途に使用しないこと。

(4) 県がシステム利用端末等を貸付けた後において、借受人が設置した小学校又は中学校の統廃合があつたときには、県の指示に従いこれを返納すること。

- (5) 県がシステム利用端末等を貸付けた後において、県の事業の施行その他やむを得ない事由により県の返還の請求があったときは、借受人はその指示に従いこれを返納すること。
- 2 システム利用端末等の貸付を受けようとする者は、県と当該システム利用端末等に係る貸付契約を締結しなければならない。
- 3 県は、必要があると認めるときは、前各項に掲げる条件以外の条件を付することができる。

(貸付計画の報告)

- 第5条 借受人は、システム利用端末等の翌年度の貸付計画について、様式第1号によるシステム利用端末等貸付計画書を、前年度の2月末日までに県に提出しなければならない。
- 2 借受人は、前項のシステム利用端末等貸付計画書の内容に変更を生じた場合は、速やかに変更後の様式第1号によるシステム利用端末等貸付計画書を県に提出しなければならない。

(貸付の決定及び通知)

- 第6条 県は、前条の規定による報告があった場合はこれを審査し、新たに貸付けるシステム利用端末等について、様式第2号により当該報告者に通知するものとする。
- 2 県は、前条の規定による報告があった場合において、設置場所の変更又は設置場所の減少の場合に限り、システム利用端末等貸付変更契約の締結をもって前項の通知に替えるものとする。

(貸付期間の延長申請)

- 第7条 県は、第4条の貸付条件にかかわらずシステム利用端末等を借受人の申請により、貸付期間を延長することができる。
- 2 借受人は、貸付期間の延長を申請するときは、様式第3号によるシステム利用端末等貸付期間延長申請書を県に提出するものとする。
- 3 前条の規定は前項による申請があった場合に準用する。

(貸付料)

- 第8条 システム利用端末等の貸付は無償とする。

(システム利用端末等の引渡)

- 第9条 システム利用端末等の引渡は、通知書に指定した期日及び場所において、これを行い、借受人はシステム利用端末等の引渡を受けたときは、直ちに様式第4号による

システム利用端末等受領書を県に提出しなければならない。

(システム利用端末等の検収)

第10条 県は、システム利用端末等の返納の申し出があった時は、借受人を立ち会わせたいえ、職員（若しくは県が指定する者）に検査させ返納させるものとする。

2 返納の対象となるシステム利用端末等の設置場所が遠隔地の場合については、前項の規定にかかわらず県が別に定める方法により返納させることができることとする。

(システム利用端末等の使用注意義務)

第11条 借受人は善良な管理者の注意をもってシステム利用端末等を使用し、又は保管しなければならない。

(システム利用端末等亡失、損傷、故障等)

第12条 借受人若しくは借受人が所管する学校長は、システム利用端末等を亡失、損傷又は故障したときは、直ちにその事実及び事由について様式第5号によるシステム利用端末等亡失・損傷・故障報告書を県に提出してその指示を受けなければならない。

2 前項の亡失、損傷、又は故障が借受人の責に帰すべき事由によるときは、借受人は自己の負担において、これを補填し、又は修理しなければならない。

(システム利用端末等の返還を命ずる場合)

第13条 県は、借受人が次の各号の一に該当する場合は、借受人に対し、システム利用端末等の返還を命じ、これを指定の期日及び場所において返納させることができる。

(1) 申請書又は報告書に虚偽の記載があったとき。

(2) 貸付条件に違反したとき。

(3) その他借受人に貸与することが不相当であると認められる行為があったとき。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月11日から施行する。(平成20年11月11日付け教総-3038秋田県知事通知)

(経過措置)

2 第5条第1項の規定は平成21年4月1日から適用する。

3 第5条第1項に定めるシステム利用端末等の平成21年度の貸付計画については、県が別に定める報告書の提出により、借受人が当該報告を行ったものとみなす。

4 県は、システム利用端末等の新たな貸付及び返納に要する直接の費用を当分の間負担するものとする。

- 5 システム利用端末等の貸付を受けようとする者は、システム利用端末等を使用するために必要となる設置場所、電源及びネットワーク等（以下「設置環境」という。）を整備し、当該設置環境の整備に要する費用を負担するものとする。
- 6 前項の規定は、借受人の都合によりシステム利用端末等を移設する場合に準用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年11月11日から施行する。（平成20年11月11日付け教総－3038秋田県知事通知）

（経過措置）

- 2 第5条第1項の規定は平成21年4月1日から適用する。
- 3 第5条第1項に定めるシステム利用端末等の平成21年度の貸付計画については、県が別に定める報告書の提出により、借受人が当該報告を行ったものとみなす。
- 4 県は、システム利用端末等の新たな貸付及び返納に要する直接の費用を当分の間負担するものとする。
- 5 システム利用端末等の貸付を受けようとする者は、システム利用端末等を使用するために必要となる設置場所、電源及びネットワーク等（以下「設置環境」という。）を整備し、当該設置環境の整備に要する費用を負担するものとする。
- 6 前項の規定は、借受人の都合によりシステム利用端末等を移設する場合に準用する。

付 則

- この要綱は、平成22年1月15日から施行する。（平成22年1月15日付け教給セ－496秋田県知事通知）

別紙

要綱に基づく提出書類

適用条項	様式 番号	名称	提出先	提出 期日	部数	摘要
要綱第5条	第1号	システム利用端末等貸付（変更） 計画書、システム利用端末等貸付 （変更）計画明細書	教育庁教職 員給与課	毎年2月 末日・変 更は発生 の都度	1	市町村教育 委員会
要綱第7条	第3号	システム利用端末等貸付期間延 長申請書	教育庁教職 員給与課	発生の都 度	1	市町村教育 委員会
要綱第9条	第4号	システム利用端末等受領書、シス テム利用端末等貸付明細書	教育庁教職 員給与課	機器受領 後速やか に	1	市町村教育 委員会
要綱第12 条	第5号 の1	システム利用端末等亡失・損傷・ 故障報告書	教育庁教職 員給与課	発生の都 度	1	市町村教育 委員会
	第5号 の2	システム利用端末等損傷・故障報 告書 ※写しをファクシミリにて送信	教育庁教職 員給与課	発生の都 度	1	学校長

文 書 番 号 等
平成 年 月 日

秋 田 県 知 事
(秋田県教育委員会教育長)

秋田県〇〇〇市町村
市町村長 〇〇〇〇〇〇
所在地

システム利用端末等貸付（変更）計画書

平成 年 月 日付け（文書番号等）で貸付を受けた、システム利用端末等の翌年度の貸付（変更）計画を次のとおり報告します。

種類	規格・形式	数量	備考
パーソナルコンピュータ一式	日本電気社製ノート型パーソナルコンピュータ・VersaPro VK25L/X-G		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり
プリンター一式	リコー社製レーザープリンタ・SP4310（交換用トナーカートリッジ付属）		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり
認証トークン	ペンティオ社製USB認証トークン2100・PUB-2132B		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり

※現年度（当該年度）と数量に変更がある場合は、当該欄に二段書き（上段：翌年度／下段：現年度）にて記載すること。

様式第1号の2（第5条関係）

システム利用端末等貸付（変更）計画明細書

設置場所		貸付期間	機器番号		
名称 （引渡場所）	所在地		パーソナル コンピュータ	プリン タ	認証ト ークン

※ 現年度（当該年度）と名称又は設置場所に変更がある場合は、当該欄に二段書き（上段：翌年度／下段：現年度）にて記載すること。
※ 学校の統廃合等により返納が発生する場合は、貸付期間欄に返納予定と記載すること。

様式第2号の1（第6条関係）

文 書 番 号 等
平成 年 月 日

秋田県〇〇〇市町村
市町村長 〇〇〇〇〇〇

秋 田 県 知 事
(秋田県教育委員会教育長)

システム利用端末等貸付決定書

平成 年 月 日付け（文書番号等）で報告のあったシステム利用端末等の貸付については、次のとおり決定したので通知します。

種類	規格・形式	数量	備考
パーソナルコンピュータ一式	日本電気社製ノート型パーソナルコンピュータ・Versa Pro VK25L/X-G		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり
プリンター一式	リコー社製レーザープリンタ・SP4310（交換用トナーカートリッジ付属）		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり
認証トークン	ペンティオ社製USB認証トークン2100・PUB-2132B		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり

様式第2号の2 (第6条関係)

システム利用端末等貸付物品明細書

設置場所		貸付期間	機器台数		
名称 (引渡場所)	所在地		パーソナル コンピュータ	プリン タ	認証ト ークン

文 書 番 号 等
平成 年 月 日

秋 田 県 知 事
（秋田県教育委員会教育長）

秋田県〇〇〇市町村
市町村長 〇〇〇〇〇〇
所在地

システム利用端末等貸付期間延長申請書

平成 年 月 日付け（文書番号等）で貸付を受けた、システム利用端末等の貸付期間を延長したいので申請します。

種類（機器番号）	
設置場所	
使用目的	市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係る給与、旅費及び児童手当の支給事務
延長しようとする貸付期間	
申請理由	
主管課名称及び所在地（連絡先）	（電話番号 — — ）
備考	

様式第4号の1（第9条関係）

文 書 番 号 等
平成 年 月 日

秋 田 県 知 事
(秋田県教育委員会教育長)

秋田県〇〇〇市町村
市町村長 〇〇〇〇〇〇
所在地

システム利用端末等受領書

平成 年 月 日付け（文書番号等）で貸付を受けた、次のシステム利用端末等を受領しました。

種類	規格・形式	数量	備考
パーソナルコンピュータ一式	日本電気社製ノート型パーソナルコンピュータ・VersaPro VK25L/X-G		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり
プリンター一式	リコー社製レーザープリンター・SP4310（交換用トナーカートリッジ付属）		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり
認証トークン	ペンティオ社製USB認証トークン2100・PUB-2132B		設置場所・貸付期間は別紙貸付明細書のとおり

様式第4号の2（第9条関係）

システム利用端末等貸付明細書

設置場所		借受日 返納予定日	機器番号		
名称 (引渡場所)	所在地		パーソナル コンピュータ	プリン タ	認証ト ークン

様式第5号の1 (第12条関係)

文 書 番 号 等
平成 年 月 日

秋 田 県 知 事
(秋田県教育委員会教育長)

秋田県〇〇〇市町村
市町村長 〇〇〇〇〇〇
所在地

システム利用端末等亡失・損傷・故障報告書

平成 年 月 日付け(文書番号等)で貸付を受けた、システム利用端末等の亡失・損傷・故障が発生したので報告します。

種 類 (機 器 番 号)	
設 置 場 所	
使 用 目 的	市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係る給与、旅費及び児童手当の支給事務
亡失・損傷・故障年月日	
亡失・損傷・故障箇所	
亡失・損傷・故障理由	
亡失・損傷・故障箇所発見後の処置状況	
主管課名称及び所在地 (連 絡 先)	(電話番号 — —)
備 考	

※本様式は借受人の責に帰すべき事由の場合に使用すること。

※使途に従い不要の文字は抹消して使用のこと。

秋田県教育庁教職員給与課長

〇〇〇〇〇市町村立〇〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇〇

システム利用端末等損傷・故障報告書

平成 年 月 日付け（文書番号等）で貸付を受けた、システム利用端末等の損傷・故障が発生したので報告します。

種類（機器番号）	
設置場所	
使用目的	市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係る給与、旅費及び児童手当の支給事務
損傷・故障年月日	
損傷・故障箇所	
損傷・故障理由	
損傷・故障箇所発見後の処置状況	
担当者職氏名 （連絡先）	（電話番号 — — ）
備考	

※本様式は借受人の責に帰すべき事由以外の場合のみ使用すること。

※用途に従い不要の文字は抹消して使用のこと。

※本様式は予めファクシミリにて写しを送信すること。